会議案第　４０　号

議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正
する条例制定について

上記条例を地方自治法第１１２条第１項の規定により別紙のとおり提出いたします。

平成２５年３月２２日提出

提出者　長沼町議会議員　　久　保　和　英
賛成者　　〃　　中　﨑　正　司

長沼町議会議長　　駒　谷　広　栄　　様

議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和３２年条例第２号）の一部を次のように改正する。

第３条第４項中「前２項」を「前３項」に改め、同項を同条第５項とし、同条第３項中「前項」を「前２項」に改め、同項を同条第４項とし、同条第２項の次に次の１項を加える。

３　隣接を除く道内の市町村に旅行する場合の日当の額は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除くほか、前項の規定にかかわらず、別表（１）に規定する額の２分の１に相当する額とする。

附　則

この条例は、平成２５年４月１日から施行する。